

随意契約（相手方指定）調書

件 名	修繕契約(ムーブ町屋空調機用ドレン管修繕)	No.5200718
工（納）期	令和7年3月21日	
契約締結日	令和6年12月3日	
契約金額	6, 3 2 5, 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社太平エンジニアリング (法人番号：2010001004567)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約（ムーブ町屋空調機用ドレン管修繕）
指名業者 （案）	名 称 株式会社太平エンジニアリング 所在地 東京都文京区本郷一丁目19番6号 代表者 代表取締役 後藤 悟志
特命理由	本件は、ムーブ町屋に設置している空調機用ドレン管のうち、錆の堆積が激しい箇所について、配管の修繕を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、センターまちやの住宅棟を含めた建物全体の保守や修繕を行っており、当該設備の構造や状態を熟知している。 ② ドレン管内の錆の堆積により、いつ詰まりが発生するかわからない状況であるため、早急に対応する必要があるが、建物全体の保守業者である上記業者であれば、建物の共有部分や各テナント部分への立ち入りなどに関して、円滑な調整が期待できる。 ③ 令和4年度のドレン管詰まり修繕及び5年度のドレン管内調査はいずれも上記業者が実施しており、ドレン管内の状況を熟知しているため、安全かつ確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）